

<内閣府 規制改革推進室への報告資料>

東レ（株）繊維リサイクル室

繊維リサイクルの促進について（ご報告）

1. 規制の現状

(1) 製造・販売事業者が、自ら製造・販売した繊維製品が使用済みとなったものを日本全国から広域的に、合法的に回収・リサイクルしようとした場合、廃棄物処理法の特例制度である「広域認定制度」を活用するのが一般的である。広域認定制度の詳細については、広域認定制度申請の手引き（改訂版）を参照。

(2) 繊維製品のうち、ユニフォームが使用済みとなったものは産業廃棄物となり「広域認定制度」の対象となるが、一般衣料^(注1)が使用済みとなったもの（下取りの場合は除く）は一般廃棄物となり「広域認定制度」の対象外となる。（告示品目に一般衣料が入っていない。）

(注1) 一般衣料は、消費者が購入して使用する衣料品。所有者は消費者。
ユニフォームは、事業者が購入して社員に支給する衣料品。所有者は事業者。

(3) 従って、一般衣料が使用済みとなったものは、日本全国から広域的、合法的に回収する仕組みがないのが現状である。

2. 事例紹介（一般衣料のリサイクルで不便に感じたこと）

(1) パタゴニア社と共同で取り組んでいる使用済みナイロン6衣料品（一般衣料）の回収・リサイクルについて、産業廃棄物の広域認定の取得を申請したが、環境省からは、使用済み一般衣料^(注2)は一般廃棄物となるとの理由から、産業廃棄物の広域認定取得は認められなかった。

(注2) 環境省によれば、使用済み一般衣料は、下取りする場合のみ、例外的に、産業廃棄物と認められるが、旧厚生省通知（衛産79号）によれば、同種の商品を販売すると同時に使用済み品を回収しなければ、下取りと認められないため（単に無償回収する行為は下取りではない）、下取り行為が成立するケースは、極めてまれである。従って、一般衣料は、産業廃棄物の広域認定の取得は難しい。

(2) 次に、一般廃棄物の広域認定の取得を申請しようとしたが、環境省から、

一般廃棄物の広域認定は地方自治体が処理困難な物（告示品目）を対象としており、使用済み一般衣料は処理困難な物（告示品目）ではないため、一般廃棄物の広域認定取得も認められなかった。

(3) さらに、環境省の指導により、規制改革通知（環廃産発第050325002号）の方法、各自治体の再生利用指定制度の方法にもチャレンジしたが、それぞれ問題があり実現しなかった。

(4) 結局、法律（廃棄物処理法）の枠内では、合法的に一般衣料の回収・リサイクルができないので、現在は有価物^(注3)として回収・リサイクルしている。

(注3) 有価物として回収リサイクルする場合は、回収の運賃、リサイクルの処理費用をリサイクル事業者が負担しなければならないため、リサイクル製品のコストアップになる。

広域認定（廃棄物）として回収リサイクルする場合は、回収の運賃、リサイクルの処理費用を排出（事業）者が負担するため、リサイクル製品のコストが低減できる。

従って、リサイクルを進める際、広域認定（廃棄物）の方が、リサイクル事業者にとって、経済的に有利である。

3. 要望内容

(1) 同じナイロン6、ポリエステルなどの合成繊維（以下合繊）の衣料品であるのに、ユニフォームは産業廃棄物で広域認定を取得できるが、一般衣料は一般廃棄物で広域認定を取得できないのは不合理である。

当社は、合繊の衣料品であれば、産業廃棄物と一般廃棄物の垣根を取り払って、ユニフォームであろうが一般衣料であろうが広域認定を取得できるようにして頂きたいと考えている。

具体的には、産業廃棄物については、下取りの定義を緩和するとともに、一般廃棄物については、広域認定の告示品目に繊維製品（衣料品）を追加して頂きたい。

(2) また、ユニフォームであっても、合繊（ナイロン6、ポリエステルなど）100%は産業廃棄物となるが、天然繊維（綿、麻など）100%は一般廃棄物となる。そして、合繊／天然繊維の混紡については産業廃棄物となるのか一般廃棄物となるのか不明である（環境省が統一判断を出していないため、各地方自治体で判断しているが意見が分かれる）。これが、繊維リサイク

ルを阻害する一因になっており、合繊／天然繊維の混紡の廃棄物区分についても環境省の判断を明確にして頂きたい。

4. 規制緩和後の繊維リサイクルの姿

- (1) “今回の要望書の内容が認められた場合、合繊からつくられた一般衣料のリサイクル率はどのくらい向上するのか”については、定量的な調査結果がなく、不明である。
- (2) 繊維製品全体については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の「平成18年度情報業務繊維製品リサイクルの現状調査報告書」があり、これによると衣料品は年間約106万t（繊維製品全体では年間約194万t）が廃棄され、そのうち約13%がリサイクル（海外リユースを含む）されている。
- (3) 衣料品のほとんどは混紡であり、合繊100%衣料品の衣料品全体に占める割合は少ないため、要望書の内容が認められても、すぐには、衣料品全体のリサイクル量が大幅に向上することはないと推定している。
ただし、使用済み一般衣料をリサイクルすることは、廃棄物削減、地球環境負荷低減の観点から有意義な取り組みと考えているので、是非とも要望書の内容を認めて頂きたい。
（日本化学繊維協会に所属する7社合計の、使用済み繊維製品のリサイクル能力は、現在、年間約1万t。）

<添付資料>

- ・ 広域認定制度申請の手引き（改訂版）
- ・ 旧厚生省通知（衛産79号）
- ・ 規制改革通知（環廃産発第050325002号）

以上